

ナ健公示 第 520 号

令和 5 年 3 月 1 日

公 告 書

任意継続被保険者「令和 5 年度分」標準報酬月額について

健康保険法第 47 条第 2 項に基づく、被保険者に対する令和 5 年度分標準報酬月額を、下記のとおり公示する。

記

1. 健康保険法第 3 条第 10 項ただし書きに基づく、令和 4 年 9 月 30 日現在における全被保険者の標準報酬月額を平均した額
302,497 円
2. 1 の額を基礎とした標準報酬月額
300,000 円
3. 適用年月日
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

以上

ナイガイ健康保険組合
理事長 市原 聡